

平成30年度 第1回安城市市民参加推進評価会議 会議録(案)

日時：平成30年5月18日(金)午前10時～正午

場所：安城市役所 第10会議室

出席委員：荻野委員、杉浦委員、小島委員、吉村委員、昇委員、岩井委員、石原委員
小森委員、神谷委員、川澄委員

事務局：三星部長、牧課長、石川課長補佐、満島（記）、加藤、太田

欠席委員：なし

傍聴者：なし

典礼：

ただいまから平成30年度第1回市民参加推進評価会議を開催いたします。
会議開催にあたり、市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。

(市民憲章の唱和)

典礼：

ありがとうございました。ご着席ください。
それでは、始めに岩井会長よりごあいさつをお願いします。

会長：

おはようございます。暑い中、またお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。
本日は昨年度実施しました市民参加推進評価会議の報告書を出す大事な会議です。皆様方には事前に評価していただきました内容について、本日の会議で決定させていただくことになります。議事進行にご協力いただきたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。

典礼：

ありがとうございました。
それでは議題に移らせていただきます。ここからの進行は岩井会長にお願いいたします。

会長：

それでは、次第に沿って進行させていただきます。
議題（１）「市民参加対象事項の評価について」事務局説明をお願いします。

事務局：

〈平成29年度市民参加対象事項（実績）No.1～4を説明〉

会長：

ただいま事務局からご説明いただきました説明に対して、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いし

ます。また、評価の変更もありましたら、ご発言をお願いします。

昇委員：

全体を通して、市民協働推進計画が1番市民参加が進んでおりよかったと思います。これは事務局で検討していただきたい内容ですが、なぜ、市民協働推進計画の策定の評価が高かったのか、簡単に説明会を実施していただきたい。市民協働推進計画なら当然、ワークショップを実施していますが、部署によってはワークショップのやり方を知らないところもあります。そこで、市民参加の手法で、ワークショップ以外の手法でもいいのですが、とりあえず最低限ワークショップのやり方等を知る機会を全庁的につくることです。これまではあまりワークショップをやったことのない部署が、やり方を知ることで全体の底上げができるかと思います。

このように評価して1番高かった所は、どのような理由で高かったのかを皆に知ってもらうこと。高かった理由の市民参加の手法のうち、必ずしも全庁的に一般化していないことを話してもらい、全庁的に市民参加を広げる機会を何か考えていく必要がある。それをやっておかないと、来年、再来年、その次と、評価の低い所はそのまま残る可能性があります。

会長：

ありがとうございました。事務局をお願いします。

市民協働課長：

ご意見ありがとうございました。

研修会については、試行という形で検討しなさいということですが、開催できるように努力をさせていただきますが、今、研修会が多過ぎるといわれています。まずは、昇委員から提案のありました、なぜ評価が高かったのかという内容を、この評価結果を各課へ周知する際に伝えていきたいと思います。また、ワークショップに関しては、「市民参加をすすめるためのガイドライン」という資料（昨年度この会議でご意見をいただき策定したもの）を各課に配布しております。その中で、パブリックコメント、公募市民の募集方法などと一緒にワークショップの進め方についても掲載しています。それを参考に各課には頑張ってもらいたいと考えています。もちろん、分かりづらければ直接問い合わせていただき、対応していきたいと思います。ガイドラインを作っただけではなく、実践してもらえよう努力していきます。そのようなことで、ご提案を実現していきたいと思います。

会長：

ありがとうございました。他にご意見はないようですので、引き続き事務局説明をお願いします。

事務局：

〈平成29年度市民参加対象事項（予定）No.5～8を説明〉

会長：

それではNo.5～8について、ご意見等ありましたらお願いします。

石原委員：

評価結果の5「市民参加の推進全般に関するご意見」※2の男女比についてです。「委員の男女比が著しく均衡を欠くことのないように努めるものとする。」とありますが、この男女比というのは、操作がしやすいと思いますが、もっと何かできないでしょうか。

また、調査シートの男女比がここだけ、女性：男性となっています。他のところでは、男女となっていますが、何故でしょうか。

会長：

ありがとうございました。事務局お願いします。

事務局：

はい、男女共同参画条例では、「男女のいずれか一方が10分の4未満とならないものとする」となっています。50%50%が1番理想ですが難しいため、例えば男性60%女性40%のようにして、一方の性が40%を切らないように配慮してほしいということです。

公募で女性をいれていただいている審議会も増えてきており、徐々に女性の方々が声を上げやすく、参加しやすくなっています。しかし、あて職でいろいろな役職の方に委員をお願いしていますが、そのあて職に女性がいなかった場合は、男性となってしまいます。担当から、あて職の団体に「女性をお願いします」と依頼しても女性がいなかったために委員に男性が多くなってしまうとお聞きしています。担当課としても女性を入れたいが、入れられないとの声も聴いています。ただし、いないから女性をいれることができないのではなく、根気良く事務局から各課へ働き掛けをしていきます。

2点目の質問ですが、特にこの市民参加の評価シートについては、女性割合を分かりやすくするために、あえて女性：男性の順番にしております。

会長：

他にご意見はございますか。

昇委員：

女性の割合調査は女性担当課が照会するのではないのでしょうか。

事務局：

市民協働係は市民参加と女性登用両方の担当となっています。

昇委員：

行政手法の話は、最初に環境アセスメントから始まっている。開発行為があるため、全庁的に環境の側からチェックする。その次は、今はなくなっている所がありますが、文化アセスメント。文化行政をやるという観点からは橋等公共事業を行う時も文化のことを考えようと。その次が、市民参加アセスメント。問題は、例えば女性問題が出てきます。そのときに、女性委員が3割や4割を下回っていないかどうかの

チェックを徹底的にやるのなら、女性アセスメントの手法をとるべきなのです。今はたまたま市民参加の調査の時に一緒に委員の数を調べています。あとは市長や市議会の政治判断となりますが、環境が大事だということが最初自治体で始まり、やがて国も取り入れ、法律もそうになっていきました。環境庁は環境省から始まり、独立した庁となりました。よって環境アセスメントは行政に必要不可欠なものとして、今ではしくみとなっています。でも、それ以外については、必ずしも環境アセスメント並みにその観点から全ての行政をチェックしたということは、まだ社会的な合意は得られていません。ただし、その点について、安城市の場合は、市民参加を環境アセスメント並みに大切だから各課で評価しています。市民参加をどの程度やっているか毎年このようにチェック、評価して、担当課へフィードバックし市民参加をすすめていくというのは、政策的判断となります。その時に、女性の参画の度合いがどうであるかは、このようなシステムになっていないのに、市民参加だけそうなるのは何故なのか。

あるいは、多文化共生プランであつたら、全ての行政施策を外国人の立場からみたらどうなるのだろうという点をチェックする。あるいは介護とか高齢者であつたら、高齢者の立場からみたらどうなるか等全部そのような話になります。だから、整理として必要なのは、環境アセスメントは日本国家において公認されたものですが、日本国家としてまだ公認されていない中で、何故安城市は市民参加だけをこのようなチェックシステムを作っているのか。男女についてはやらないのに市民参加だけこういう手法を使っているかの整理が必要ではないかと思います。市民参加を行って当然となっていましたから、今までこのような議論をしたことがありません。

会長：

事務局お願いします。

市民協働課長：

この市民参加推進評価会議は条例で定められています。元をたどれば自治基本条例です。詳細については、市民参加条例において行うことが決められており、その一つがこの評価会議の開催となっています。男女共同参画については、そのような規定がありません。そのため、担当課の判断で、審議会の男女率を満たさない課へお願いしています。市民参加ができる理由は、条例に基づいているからです。男女については、それがいないため、お願いにとどまっているという事です。

昇委員：

市の憲法である自治基本条例で市民参加をどのようにやるのかを決め、それを具体化するものが市民参加条例。それに基づいて、市民参加をやっているという点で整理はできますが、男女の方は具体的なものはありますか。

事務局：

男女共同参画条例はあります。

昇委員：

そうすると少し苦しいですね。そうすると少し整理が必要です。全体のバランスの中で、市民参加がど

のような位置づけになるのか。最後は、政治判断となります。市長がこのように考えているからという理由でもいいのですが、できれば政治判断に持っていく前に論理的に行政サイドで理由が説明できるとより良いと思います。内部検討をしてください。

会長：

ありがとうございました。評価の変更等はございませんか。
それでは、引き続き事務局説明をお願いします。

事務局：

〈平成29年度市民参加対象事項（予定）No.9～12を説明〉

会長：

ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

小森委員：

資料3（9）食育推進計画の審議会委員の公募について「市民公募に近い人もいるため、公募しなかった」点がとても気になります。市民を代表しているとありますが、あくまであて職です。なぜ公募にこだわるのかというと、あて職だと行政の都合のいい人を呼んでいるのではないかということです。その意識を少し変えてもらう必要があると思います。

今回問題のあるのは、公募の問題、男女比率の問題、調査漏れの3つだと思います。逆に言うと、情報公開で一部非公開はありますが、ほとんどの所はできていると思います。要するに、ガイドラインに沿ったものすごくきちんとやられている。唯一残されているのがこの3点の課題だと思います。公募のところを少し改めてもらえると、さらによくなるのではと思います。

事務局：

今の農務課の職員の意識は上がってきています。「次回の改選時には必ず、公募市民を募集します」と回答をいただいています。

会長：

改選時には、公募市民を入れます。資料にも記載していますね。

石原委員：

No.12 交通網形成計画についてです。公共交通を利用する人はどれ位いますか。また、難しいと思いますが、外国人や介護の必要な方のような意見も聞いてもらえたらと思います。そのため、公募委員もきめ細かい人選をしていただきたい。

事務局：

審議会委員のうち公共交通を利用している委員の割合はとくに確認していません。利用者がいるかど

うかの確認のみをし、「いる」との回答のみいただいています。担当課への確認は必要でしょうか。

石原委員：

特には必要ありません。

事務局：

意見欄に「外国籍の方、介護の必要な方、障害のある方など公共交通をよく利用する方に配慮して委員を選任してはどうか」との意見を追加することによってよろしいでしょうか。

委員：

了承

荻野委員：

公共交通網形成計画についての意見です。私は僻地に住んでおり、依然と比べてあんくるバスでＪＲ安城駅へ行くにも更生病院で乗り換えが必要となり、料金も倍となってしまいました。あんくるバスは病院へ利用する人のためのバスになっています。そこで、バスを利用する人だけでなく、バスを利用しない人などバスについてどう思っているのか意見を聞いてみるのもいいのではと思います。

会長：

バスの利用者だけでなく、バスを利用しない人にも利用しない理由を聞くということですね。

荻野委員：

私は、仕事をしていた時、通勤には利用できずいつも車で駅まで送ってもらっていました。

昇委員：

あんくるバスは、市で行っているのも市民の声を聞く必要がありますが、名鉄バスなど他の交通網についても情報を掴んでおき、それを陸運局等へ伝えるべきだと思います。市民の声は必ずしも陸運局等には届きません。ですからどれだけ効果があるかは別として、いろいろな声を警察（県警）や陸運局等に届けるという役割を市役所はすべきです。陸運局が許可を出すときに、参考にはされると思われます。市役所が権限のない交通網についても市民の声を聞き、きちんと担当するところに情報を届けることが必要だと思います。

事務局：

今、昇委員の言われたとおり、交通に関係する方の集まりがこの公共交通網形成計画を審議している総合交通会議です。会議の中には、名鉄バスやタクシー会社、名古屋鉄道、陸運局、警察、社会福祉協議会の方々があて職で入っています。様々な立場の方に参加いただき会議を運営しています。

昇委員：

では、そこで出た情報は各方面に伝わるようになっているのですね。

事務局：

はい、情報共有ができていますと思います。

会長：

ありがとうございました。それでは、続きの説明を事務局お願いします。

事務局：

〈平成29年度市民参加対象事項（予定）No.13～15を説明〉

会長：

説明が終わりました。ご意見のある方お願いします。

杉浦委員：

緑の基本計画の改定について、先回の会議で審議会委員に公園愛護会等の活動団体の方を入れて、活動内容の提案ができればと意見を出しましたが、これについて回答がありません。

事務局：

前回の会議はH30年度の予定調査で、出た意見については担当課へ伝えていきます。しかし、今回はH29実績調査のため意見への回答は入っていません。回答については、次回の会議資料に入ってくる予定です。

杉浦委員：

H30については、内容が反映されるとの認識でよろしいですか。

事務局：

意見は伝えましたが、その意見を担当課で検討し、どのように市民参加を実行したかについては、H30の実績調査にて回答が出てくることになります。

会長：

他にご意見はございますか。

よろしいですか。

杉浦委員：

緑の基本計画の（2）（3）の評価を×⇒△に修正してください。

小森委員：

評価結果の判定結果、No.10（2）の所です。5点・3点・2点で、○の評価となっています。確か

に一番得点が多いのは○の5点ですが、 $\Delta + \times = 5$ 点となり○と同数です。それを、○の判断でよいのかということです。

×の2点が△にきた場合5点・5点となり評価は△となります。それよりも×に2点ついているのに、評価が○となるのはどうかということです。それはロジック的に矛盾しないのかということです。

事務局：

評価の方法は、委員の皆さんの合意で変更いただけます。

荻野委員：

空家については、とても問題意識があるので、△にしてもよいのではないのでしょうか。

小森委員：

(2)は内容についてではなく、市民参加の回数が十分かどうかという点の評価です。

会長：

いかがでしょうか。

事務局：

今回の会議より、一番数の多いものを選ぶとの評価結果を変更するかどうかの話し合いをしていただければと思います。

会長：

様々な場合が想定されますので、今回は、一番評価の高い所を採用するとしてよろしいでしょうか。
今回のNO.10(2)は○5点・△3点・×2点のため、○とすることについてご意見をお願いします。
これは、採決を取った方がよろしいですか。

事務局：

委員の皆さんで決めていただきたいと思います。

会長：

それでは、○5点・△3点・×2点で評価を5点の○にすることに賛成の方、挙手をお願いします。

〈賛成 5名、反対 5名〉

神谷委員：

確かに数では、○5点となりますが、ケースバイケースで、今回の場合は、△にしてもよいのではないのでしょうか。状況に応じて、評価が変わってくると思うので、今回については△にしてはよいかと考えます。

会長：

今までの評価基準で一番評価の多いものとするとの基準がありましたが、それを原則としつつ、「委員から意見が出た場合は再度評価を検討できるとする」とするのがいいのではないかなと思います。それを評価の決め方に盛り込んでいただくことでよろしいでしょうか。

小森委員：

評価を、× ⇒ △ に変更します。内容は×だと思います。しかし、そのような評価方法なら△の評価に変更します。

杉浦委員：

事務局への意見です。現在市民参加推進評価会議の委員は10名です。これを奇数の人数に検討していただきたい。

市民協働課長：

歯切れが悪いのですが、人数については難しいため、今後の検討事項とさせていただきます。決してお約束はできませんので、ご了承ください。

荻野委員：

NO.10 (2) ○ ⇒ △ に修正します。

会長：

それでは、NO.10 (2) は○4点・△5点・×1点となり評価は△でよろしいですね。

小森委員：

私は、ロジック的に考えて○5点・△3点・×2点でも下2つを足して5点なら厳しい評価になる訳ですよね。△+×の考え方と○と×の考え方があると思います。ロジック的に考えておかしいと思うことを採用するべきではないと考えています。

事務局：

NO.7 (2) も先ほどと同じ評価ですので、こちらの評価も検討いただきたいと思います。

昇委員：

数字の数え方です。事務局には、お手間をおかけすることになりますが、例えば、No.10 (2) が5点・3点・2点となった場合は、○5点・△3点(5点)・×2点としてはどうか。△だけでは、3点だが、×の数字も加えると(5点)となる。○5点・△5点となればより厳しい評価となる。このように考えておくとういのではないのでしょうか。そうすれば今までのような問題は避けられると思います。

事務局：

今、昇委員の言われた△の数の後に（ ）で△＋×の数を加えた数を加える、○と△（ ）の数が同数の場合は、厳しい方の評価となるため、△の評価とするとの内容を評価方法に追加させていただきます。

会長：

今の事務局のご提案はいかがですか。

それでは、今後は、先の評価方法を追加していただくこととしてよろしいですね。

事務局：

それでは、NO.7（2）が5点・4点・1点ですので、○5点・△4点（5点）・×1点となり、△の評価とさせていただいてよろしいでしょうか。

会長：

そうなりますね。

皆さんの真摯なご意見いただきましてありがとうございました。今回はこの評価をもとに、報告書をつくるということでよろしいでしょうか。

委員：

はい。

会長：

ありがとうございました。

それでは、最終評価の確認をお願いします。

事務局：

評価結果は次の通りとなります。

平成29年度 市民参加対象事項(実績)に対する委員評価結果					
評価基準					
(1) 予定どおりに実施されていたか・・・		○: 十分、△: 概ね十分、×: 十分でない			
(2) 市民参加の回数等は十分か・・・		○: 十分、△: 概ね十分、×: 十分でない			
(3) 工夫しているか・・・		○: 工夫している、△: まあまあ工夫、×: 工夫されていない			
No.	対象事項	基準	計		
			○	△	×
1	第2次安城市多文化共生プランの策定	(1)	5	5 (5)	0
		(2)	3	7 (7)	0
		(3)	1	9 (9)	0
2	第4次安城市男女共同参画プラン策定	(1)	8	2 (2)	0
		(2)	6	4 (4)	0
		(3)	5	5 (5)	0
3	第2次安城市市民協働推進計画策定	(1)	7	3 (3)	0
		(2)	6	4 (4)	0
		(3)	6	4 (4)	0
4	第4次安城市地域福祉計画の策定	(1)	6	4 (4)	0
		(2)	2	7 (8)	1
		(3)	3	6 (7)	1
5	第5期安城市障害福祉計画・第1期安城市障害児福祉計画	(1)	0	0	0
		(2)	4	5 (6)	1
		(3)	3	6 (7)	1
6	あんジョイプラン8の策定	(1)	4	6 (6)	0
		(2)	3	5 (7)	2
		(3)	2	6 (8)	2
7	データヘルス計画及び陰特定健診査等実施計画の策定	(1)	3	7 (7)	0
		(2)	5	4 (5)	1
		(3)	2	7 (8)	1
8	第2次健康日本21安城計画の中間評価の実施及び改訂版の策定	(1)	0	0	0
		(2)	2	7 (8)	1
		(3)	2	7 (8)	1
9	第3次安城市食育推進計画の策定	(1)	6	4 (4)	0
		(2)	4	4 (6)	2
		(3)	2	6 (8)	2
10	安城市空家等対策計画の策定	(1)	0	0	0
		(2)	4	5 (6)	1
		(3)	3	5 (7)	2
11	第3次安城市都市計画マスタープラン(立地適正化計画含む)策定	(1)	5	5 (5)	0
		(2)	2	7 (8)	1
		(3)	2	7 (8)	1
12	安城市地域公共交通網形成計画の策定	(1)	5	5 (5)	0
		(2)	3	6 (7)	1
		(3)	3	7 (7)	0
13	緑の基本計画の改定	(1)	0	0	0
		(2)	1	7 (9)	2
		(3)	1	7 (9)	2
14	安城市新水道ビジョン策定	(1)	3	7 (7)	0
		(2)	2	7 (8)	1
		(3)	2	7 (8)	1
15	安城市教育振興基本計画の策定	(1)	0	0	0
		(2)	4	4 (6)	2
		(3)	2	6 (8)	2

会長：

ありがとうございました。

それでは、次に議題２「市民参加を求めない事項について」事務局説明をお願いします。

事務局：

〈資料４「市民参加を求めない事項について」説明〉

会長：

ご意見のある方はお願いします。

特にご意見がなければ、議題３「対象事項以外の事項への市民参加について」について事務局説明をお願いします。

事務局：

〈資料５．６「対象事項以外の事項への市民参加について」説明〉

会長：

ご意見のある方はお願いします。

それでは、議題については、皆さまのおかけをもちまして以上で終了となります。ここからの進行は、事務局でお願いします。

典礼：

ありがとうございました。つづきまして、その他、今後の予定について市民協働課長より説明いたします。

市民協働課長：

本日は、貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

本日審議いただき決定した評価結果を市民参加推進評価結果として、市長へ報告し各課へフィードバックさせていただきます。少しでも市民参加が進むよう邁進していきますので、よろしくお願いします。

また、本日の資料及び議事録についても安城市公式ウェブサイトへ掲載いたしますので、ご了承ください。

なお、次回は来年２月ごろを予定しています。平成３１年度の市民参加の予定について審議させていただきます。よろしくお願いします。

長時間にわたり、誠にありがとうございました。以上をもちまして、平成３０年度第１回安城市市民参加推進評価会議を終了いたします。ありがとうございました。